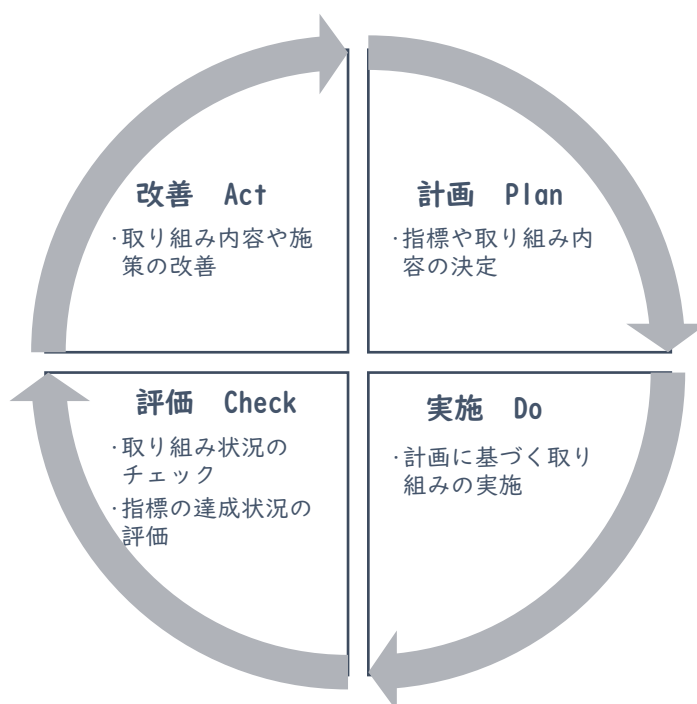


第6章 計画の推進

1 庁内の推進体制

本計画に基づく人権教育、啓発の推進にあたっては、全庁的な人権施策の推進体制である「人権施策庁内推進会議」において、人権施策に関する取組の整理及び施策の推進に関する効果検証を行い、実働職員によるワーキンググループにおいて実施事業の課題を整理・検討しながら進行管理を行います。また、事業の達成状況を点検・評価し、「PDCAサイクル」により、各部署で実施される人権施策が、効果的に実施されるよう調整を行いながら推進します。



2 関係機関との連携

本計画の基本理念である「一人ひとりを尊重する社会の推進」には、本市で実施する施策だけでは限界があることから、市民の理解と協力とともに、関係機関や関係団体との連携及び協力が必要です。

本市も構成メンバーとなっている「群馬県人権啓発活動ネットワーク協議会」、「県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会」、「前橋市人権擁護委員会」等の関係団体と協働し、効果的で有効な啓発活動となるよう連携を進めます。

また、「人権に関する基本計画有識者会議」を中心に、人権に関するさまざまな市民の意見を把握・反映させることで、市民と一体となって人権施策の推進に努めます。